

栃木市水道事業告示第 5号

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度実施要綱を次のように定める。

平成29年 4月24日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市水道事業の給配水に係る漏水事故の緊急対応に協力する事業者（事業者が組織する団体を含む。以下同じ。）を栃木市水道事業緊急対応協力事業者（以下「協力事業者」という。）として登録する栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(漏水事故の範囲)

第2条 この告示において対象とする栃木市水道事業の給配水に係る漏水事故の範囲は、配水管及び水道メーターから上流側の給水管における漏水事故とする。

(登録の要件)

第3条 協力事業者として登録するための要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栃木市内に本店を有すること。
- (2) 栃木市水道事業給水条例（平成22年栃木市条例第232号）第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）であること（事業者が組織する団体にあつては、指定給水装置工事事業者で組織されていること。）。
- (3) 事業者が組織する団体にあつては、当該団体が法人格を有すること。
- (4) 漏水事故に係る緊急対応における待機時において、先発班の準備体制が確立されていること。

(登録の申込み)

第4条 協力事業者の登録を受けようとする事業者は、栃木市水道事業緊急

対応協力事業者登録申込書（別記様式第1号）に、栃木市指定給水装置工事事業者規程（平成22年栃木市企業管理規程第10号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する栃木市指定給水装置工事事業者証の写し（事業者が組織する団体にあつては、法人格を有する証の写し及び組合員又は会員の名簿）を添えて、栃木市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 事業者の名称及び代表者の氏名
- (3) 緊急連絡先
- (4) 待機時の先発班の準備体制

（登録の決定等）

第5条 管理者は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申込者に栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（協力事業者の責務）

第6条 協力事業者は、管理者から漏水事故に係る修理の依頼があった場合は、別に定める特記仕様書に基づき、迅速に対応するものとする。

（登録事項の変更及び辞退）

第7条 協力事業者は、第4条第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録事項変更届出書（別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）に変更の内容を明らかにする書類

を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更について規程第7条第2項に規定する指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書の提出があったときは、変更届出書の提出があったものとみなす。

- 2 協力事業者は、協力事業者の登録を解除するとき、又は当該登録の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録解除届出書（別記様式第4号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録取消通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（登録の取消し）

第8条 管理者は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条又は第7条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力事業者としてふさわしくない事実が判明したとき。

- 2 管理者は、前項の規定により協力事業者の登録を取り消したときは、栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録取消通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録申込書

年 月 日

（宛先）栃木市水道事業
 栃木市長

申 込 者	事業所の所在地	
	事業者の名称	
	代表者の氏名	
	電話番号	

栃木市水道事業緊急対応協力事業者の登録をしたいので、次のとおり申し込みます。

なお、栃木市水道事業の給水区域で発生する配水管及び給水管の漏水事故に対し、指定された当番日においては24時間待機し、管理者から漏水修理の依頼があった場合には、迅速に対応することを誓約します。

緊急連絡先	担当者氏名	
	携帯電話番号	
待機時の先 発班の準備 体制	人 員	人
	用 具	
添 付 書 類	栃木市指定給水装置工事事業者指定書の写し ※ 事業者が組織する団体の場合 (1) 法人格を有する証の写し (2) 組合員又は会員の名簿	

別記様式第2号（第5条関係）

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録通知書

年 月 日

（事業所の所在地）

（事業者の名称）

（代表者の氏名） 様

栃木市水道事業

栃木市長



栃木市水道事業緊急対応協力事業者として登録したので通知します。

1 登録番号

2 登録年月日

別記様式第3号（第7条関係）

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録事項変更届出書

（宛先） 栃木市水道事業

栃木市長

届出者	事業所の所在地	
	事業者の名称	
	代表者の氏名	
	電話番号	

栃木市水道事業緊急対応協力事業者の登録事項を変更したので、次のとおり届出をします。

- 1 登録番号
- 2 変更事項及び内容
- 3 変更年月日

別記様式第4号（第7条関係）

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録解除届出書

年 月 日

（宛先）栃木市水道事業

栃木市長

届出者	事業所の所在地	
	事業者の名称	
	代表者の氏名	
	電話番号	

栃木市水道事業緊急対応協力事業者の登録を解除したいので、次のとおり届出をします。

- 1 登録番号
- 2 解除の理由
- 3 解除年月日

別記様式第5号（第7条、第8条関係）

栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録取消通知書

年 月 日

（事業所の所在地）

（事業者の名称）

（代表者の氏名） 様

栃木市水道事業

栃木市長



栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度実施要綱 $\left[\begin{array}{l} \text{第7条} \\ \text{第8条} \end{array} \right]$ の規定

により、栃木市緊急対応協力事業者の登録を取り消したので、通知します。

1 登録番号

2 取消しの理由

3 取消年月日